第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第七条の二第一項第二号の政令で定める購入額の算定の方法）

第五条　法第七条の二第一項第二号（法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する政令で定める購入額の算定の方法は、次項に定めるものを除き、実行期間において引渡しを受けた商品又は提供を受けた役務の対価の額を合計する方法とする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を控除するものとする。

一　実行期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部が控除された場合　控除された額

二　実行期間において商品を返品した場合　返品した商品の対価の額

三　商品の引渡し又は役務の提供を行う者から引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を受けるべき旨が書面によつて明らかな契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを受けない旨を定めるものを除く。）があつた場合　実行期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によつて算定することが定められている場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額）

2　法第七条の二第一項第二号に規定する違反行為に係る商品又は役務の対価がその購入又は提供に係る契約の締結の際に定められている場合において、実行期間において引渡しを受けた商品又は提供を受けた役務の対価の額の合計額と実行期間において締結した契約により定められた商品の購入又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、同号に規定する政令で定める購入額の算定の方法は、実行期間において締結した契約により定められた商品の購入又は役務の提供の対価の額を合計する方法とする。この場合において、前項第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める額を控除するものとする。

（法第七条の二第一項第三号の政令で定める額の算定の方法等）

第六条　法第七条の二第一項第三号（法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の政令で定める業務は、同号に規定する違反行為（商品又は役務を供給することに係るものに限る。）に係る商品又は役務の供給の全部又は一部を行わないことを条件として行う製造、販売、加工その他の商品又は役務（当該違反行為に係る商品又は役務を除く。）を供給する業務（同号に規定する事業者（法第八条の三において読み替えて準用する場合にあつては、特定事業者）又はその完全子会社等のうち当該違反行為（法第八条の三において読み替えて準用する場合にあつては、当該違反行為の実行としての事業活動）をしていないものに対するものを除く。）であつて、当該違反行為をした他の事業者（法第八条の三において読み替えて準用する場合にあつては、当該違反行為をした事業者団体の他の特定事業者）又はその完全子会社等のうち当該違反行為（法第八条の三において読み替えて準用する場合にあつては、当該違反行為の実行としての事業活動）をしていないものが当該違反行為に係る商品又は役務を供給するために必要とされるものとする。

2　法第七条の二第一項第三号に規定する政令で定める額の算定の方法は、次項に定めるものを除き、実行期間において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する方法とする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を控除するものとする。

一　実行期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部を控除した場合　控除した額

二　実行期間において商品が返品された場合　返品された商品の対価の額

三　商品の引渡し又は役務の提供を行う者が引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨が書面によつて明らかな契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるものを除く。）があつた場合　実行期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によつて算定することが定められている場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額）

3　第一項に規定する業務の対価が当該業務に係る契約の締結の際に定められている場合において、実行期間において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額の合計額と実行期間において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、法第七条の二第一項第三号に規定する政令で定める額の算定の方法は、実行期間において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額を合計する方法とする。この場合において、前項第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に定める額を控除するものとする。

第七条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（法第七条の二第一項第四号及び第七条の九第一項第三号の政令で定める額の算定の方法）

第七条　法第七条の二第一項第四号（法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）及び第七条の九第一項第三号に規定する政令で定める額の算定の方法は、実行期間において得た金銭その他の財産上の利益の価額を合計する方法とする。

第八条から第十条までを削る。

第十一条（見出しを含む。）中「第七条の二第五項第五号」を「第七条の二第二項第五号」に改め、同条を第八条とする。

第十二条（見出しを含む。）中「第七条の二第五項第六号」を「第七条の二第二項第六号」に改め、同条を第九条とする。

第十三条の見出しを削り、同条第一項中「第七条の二第十項から第十二項までの規定のいずれかに該当する事業者が法人である場合において、当該」を「第七条の八第三項又は第四項の場合において、法第七条の四第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出（以下この項並びに次条第一項及び第三項において「減免申請」という。）を行つた」に、「が行つた同条第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号の規定による報告及び資料の提出（以下この条及び次条において「減免申請」という。）」を「と公正取引委員会との間で行われた次に掲げる行為（第五号に掲げる協議にあつては、当該消滅した法人の特定代理人（法第七条の五第九項に規定する特定代理人をいう。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）と公正取引委員会との間で行われたものを含む。）」に、「第七条の二第二十四項」を「第七条の八第三項」に、「が行つた減免申請」を「と公正取引委員会との間で行われた行為」に、「同条第十項から第十二項まで」を「法第七条の四及び第七条の五」に改め、同項に次の各号を加える。

一　減免申請

二　法第七条の四第五項の規定による通知

三　法第七条の四第六項の規定による求め

四　法第七条の四第六項の規定による求めに応じて行う事実の報告又は資料の提出

五　法第七条の五第一項の協議の申出及び協議

六　法第七条の五第一項の合意（同条第二項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。）

七　法第七条の五第一項第一号及び第二項第一号に掲げる行為

八　法第七条の五第一項第一号ロ及びハ並びに第二項第一号ロの求め

九　法第七条の五第二項の規定による求め

十　法第七条の五第十項の規定による教示

第十三条第二項中「同条第十項から第十二項までの規定のいずれかに該当し、かつ、」を「合併前に」に、「が行つた減免申請」を「と公正取引委員会との間で行われた前項各号に掲げる行為（同項第五号に掲げる協議にあつては、当該存続する法人の特定代理人と公正取引委員会との間で行われたものを含む。）」に、「同条第二十四項」を「法第七条の八第三項」に改め、同条を第十条とし、同条の前に見出しとして「（法第七条の八第三項又は第四項の場合における法第七条の四及び第七条の五の規定の適用）」を付する。